

議第39号

三島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士